

上尾、桶川、伊奈衛生組合入札執行要領

(平成13年10月23日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、上尾、桶川、伊奈衛生組合工事等執行規程（平成13年規程第4号）に定めるもののほか、競争入札を公正かつ円滑に執行することについて必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 建設工事の請負及び設計、調査、測量その他の業務委託並びに物品の購入及び借入れ（以下「建設工事等」という。）の入札参加者を指名する者は、上尾、桶川、伊奈衛生組合建設工事等指名競争入札参加資格者名簿又は物品購入等入札参加者登録簿に登載されている者の中から入札参加者を選定し、なるべく3人以上を指名するものとする。

(指名及び入札の通知等)

第3条 当該建設工事等の入札事務を所掌する主幹は、当該入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他の入札執行に関し必要な事項を入札参加者に通知しなければならない。ただし、指名以外の入札執行に関し必要な事項の通知は、告示により行うものとする。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、事務局長とする。

2 入札執行者は、入札をするに当たって、当該建設工事等の入札事務を所掌する担当の職員に当該執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者及び入札参加者の配置について十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札)

第6条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ順次入室させ、当該建設工事等の名称、場所及び入札参加者名並びに入札書に入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する旨を読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。

3 入札参加者は、原則として1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印のうえ、封書にして、行わせなければならない。

(代理人による入札)

第7条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第8条 入札執行者は、指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出たときは、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

(1) 入札執行前 入札辞退届を直接持参させる方法

(2) 入札執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる方法

2 前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札執行者は、入札参加者がいったん提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回させてはならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札者の数が2に満たない場合は、当該入札を中止する。ただ

し、再度入札の場合はこの限りではない。

- 2 入札執行者は、入札参加者の連合、妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第 11 条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 入札執行者は、前項の開札の場合において入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

- 3 入札執行者は、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

- 4 入札執行者は、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合は、当該価格の 110 分の 100 の価格との照合）を行わなければならない。

- 5 開札の結果は、最低の入札価格を発表することにより行うものとする。この場合において、最低制限価格を設けた場合で落札者がなく、最低制限価格の 110 分の 100 の価格未満の入札があったときは、当該入札価格は公表しない。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、当該訂正箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札参加する資格のない者がした入札

- (5) 記載すべき事項に記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
(落札者の決定)

第13条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内の価格で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

3 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて当該届出書を徴収するものとする。

4 建設工事等入札事務を所掌する主幹は、必要に応じて当該入札に指名された入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(くじによる落札者の決定)

第14条 入札執行者は、落札とすべき額と同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引か

せ、落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、当該入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

3 第1項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第15条 入札執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格を下回らない入札をした者）に限る。

(不調時の取扱い)

第16条 入札執行者は、再度入札によっても、なお落札者がいないときは、随意契約とすることができる。

2 前項の規定による随意契約は、当該入札参加者の中から最低の価格をもって入札した者と交渉を行い見積書を提出させ、その結果、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、これをもって契約の相手方とするものとする。

(契約書類の提出)

第17条 落札者は、契約書（案）、上尾、桶川、伊奈衛生組合建設工事請負契約約款（業務委託の場合にあっては、業務委託契約約款）、設計図書その他契約に必要な書類を添付して、提出するものとする。

2 落札者が、落札した日から10日以内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(保証人)

第18条 上尾、桶川、伊奈衛生組合工事等執行規程第2条第2号アからキまでに規定する業務並びに物品及び購入及び借入れの契約に係る保証人は、組合が発注する建設工事等の指名競争入札に参加できる資格を有する者で、契約の相手方と同等以上の能力を有するものとし、相指名業者以外のものとする。ただし、相指名業者以外に保証人の資格を有する者がいない場合は、この限りでない。

(組合議会の議決を要する契約)

第19条 組合議会の議決を要する契約は、組合議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

(契約の確定)

第20条 契約は、管理者及び契約の相手方が、契約書に記名押印したときに確定する。

(随意契約への準用)

第21条 第1条、第3条、第4条第2項から第5条第1項まで、第8条第2項から第10条まで、第12条（第6号に係る部分を除く。）、第13条（第2項に係る部分を除く。）及び第17条から前条までの規定は、随意契約について準用する。

(2以上の見積書の徴取を要しない契約額)

第22条 上尾、桶川、伊奈衛生組合契約規則（昭和63年規則第4号）第13条の2第5号の定める額は、10万円未満とする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成13年10月23日管理者決裁）

この要領は、平成13年10月23日から施行する。

附 則（平成26年4月7日管理者決裁）

この要領は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日管理者決裁）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 7 日管理者決裁）

この要領は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。